

## 第2章 障がい者等の状況



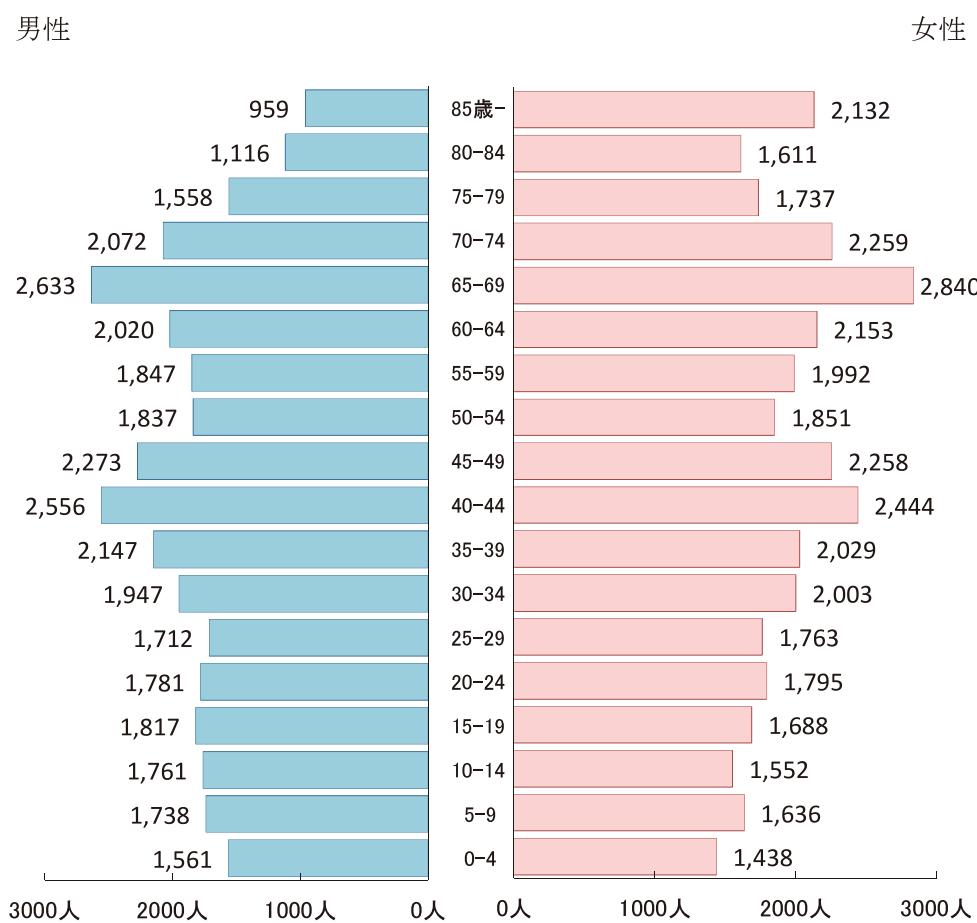
## 第2章 障がい者等の状況

### 1. 人口の動向

#### (1) 人口構造

本市の総人口は平成29年10月末現在68,516人であり、うち、男性は33,335人、女性は35,181人となっています。そのうち、高齢者(65歳以上)の人口は18,917人となっており、総人口に対する高齢者の割合(高齢化率)は27.6%となっています。高齢化率は男性(25.0%)よりも女性(30.1%)の方が高くなっています。

図表5 人口ピラミッド



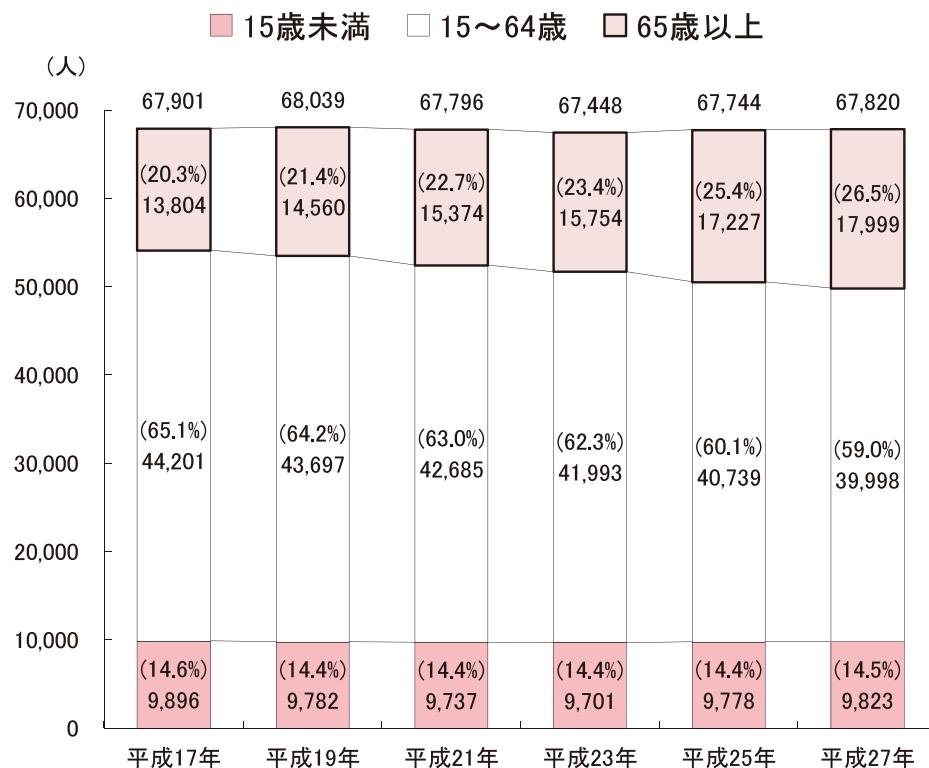
平成29年10月末現在

資料：住民基本台帳

## (2) 年齢3区分別人口の推移

本市の総人口は平成17年以降、概ね横ばいとなっていますが、平成23年度以降は微増の傾向にあります。高齢化に伴い、65歳以上の人口は一貫して急激に増加しています。

図表 6 年齢3区分人口構成の推移



資料：住民基本台帳

各年 10月 1日現在

## 2. 身体障がい児・者の状況

本市の身体障害者手帳所持者数は、平成28年度末現在2,261人となっています。総人口に占める本市の身体障害者の割合は3.31%(平成28年度末現在)となっています。障がい種別毎に見ると、肢体不自由が1,326人(58.6%)と最も多く、次いで内部障害が627人(27.7%)となっています。また、等級別に見ると、重度障害者(1,2級)は1,079人で、全体の47.7%を占めています。

図表7 等級別身体障害者手帳所持者数の推移（単位：人）

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
1級	807	745	734	751	724
2級	418	391	378	365	355
3級	332	326	326	318	299
4級	680	643	625	600	584
5級	180	164	164	167	163
6級	146	133	133	135	136
合計	2,563	2,402	2,360	2,336	2,261

各年度末現在

図表8 障がい種別身体障害者手帳所持者数の推移（単位：人）

障害種別	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
視覚障害	154	141	142	139	141
聴覚・平衡機能障害	156	156	158	148	150
音声・言語障害	24	26	24	19	17
肢体不自由	1,554	1,457	1,415	1,399	1,326
内部障害	675	622	621	631	627
合計	2,563	2,402	2,360	2,336	2,261

各年度末現在

図表 9 身体障害者手帳所持者数（単位：人）

障がい種別	年齢別	等級別						合計
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	
視覚障害	18歳未満	1	1	0	0	1	1	4
	18～64歳	9	9	0	2	10	2	32
	65歳以上	28	35	7	13	10	12	105
	合計	38	45	7	15	21	15	141
聴覚・平衡機能障害	18歳未満	0	4	2	1	0	7	14
	18～64歳	2	13	7	7	1	3	33
	65歳以上	11	17	11	18	0	46	103
	合計	13	34	20	26	1	56	150
音声・言語障害	18歳未満	0	0	0	0			0
	18～64歳	0	1	3	2			6
	65歳以上	0	1	8	2			11
	合計	0	2	11	4	0	0	17
肢体不自由	18歳未満	19	4	3	0	0	0	26
	18～64歳	98	70	36	84	40	20	348
	65歳以上	118	192	160	336	101	45	952
	合計	235	266	199	420	141	65	1,326
内部障害	18歳未満	10	0	4	0			14
	18～64歳	109	5	20	35			169
	65歳以上	319	3	38	84			444
	合計	438	8	62	119	0	0	627
合計	18歳未満	30	9	9	1	1	8	58
	18～64歳	218	98	66	130	51	25	588
	65歳以上	476	248	224	453	111	103	1,615
	合計	724	355	299	584	163	136	2,261

平成 29 年 3 月末現在

### 3. 知的障がい児・者の状況

本市の療育手帳所持者数は、平成 28 年度末現在 446 人となっており、おおむね横ばい傾向にあります。総人口に占める本市の療育手帳所持者の割合は 0.65%（平成 28 年度末現在）となっています。

障がい程度別に見ると、A 判定が 157 人（35.2%）、B 判定が 289 人（64.8%）となっており、B 判定の方が多くなっています。

図表 10 障がい程度別療育手帳所持者数の推移（単位：人）

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
A判定	191	171	170	168	157
B判定	324	260	270	290	289
合計	515	431	440	458	446

各年度末現在

### 4. 精神障がい児・者の状況

本市の精神障害者保健福祉手帳所持者数は、概ね増加傾向にあり、平成 28 年度末現在 307 人となっています。

障がい等級別に見ると 2 級が最も多く、全体の 65.5% を占めています。

また、自立支援医療（精神通院）利用者数も平成 24 年以降増加傾向にあり、平成 28 年度末現在 783 人となっています。平成 24 年度と比べて 24.1% 増加しています。

図表 11 等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（単位：人）

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
1 級	57	58	54	57	56
2 級	141	154	150	186	201
3 級	28	33	38	52	50
合計	226	245	242	295	307

各年度末現在

図表 12 自立支援医療（精神通院）利用者数の推移（単位：人）

年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
利用者数	631	658	718	743	783

各年度末現在

## 5. 発達障がい児・者の状況

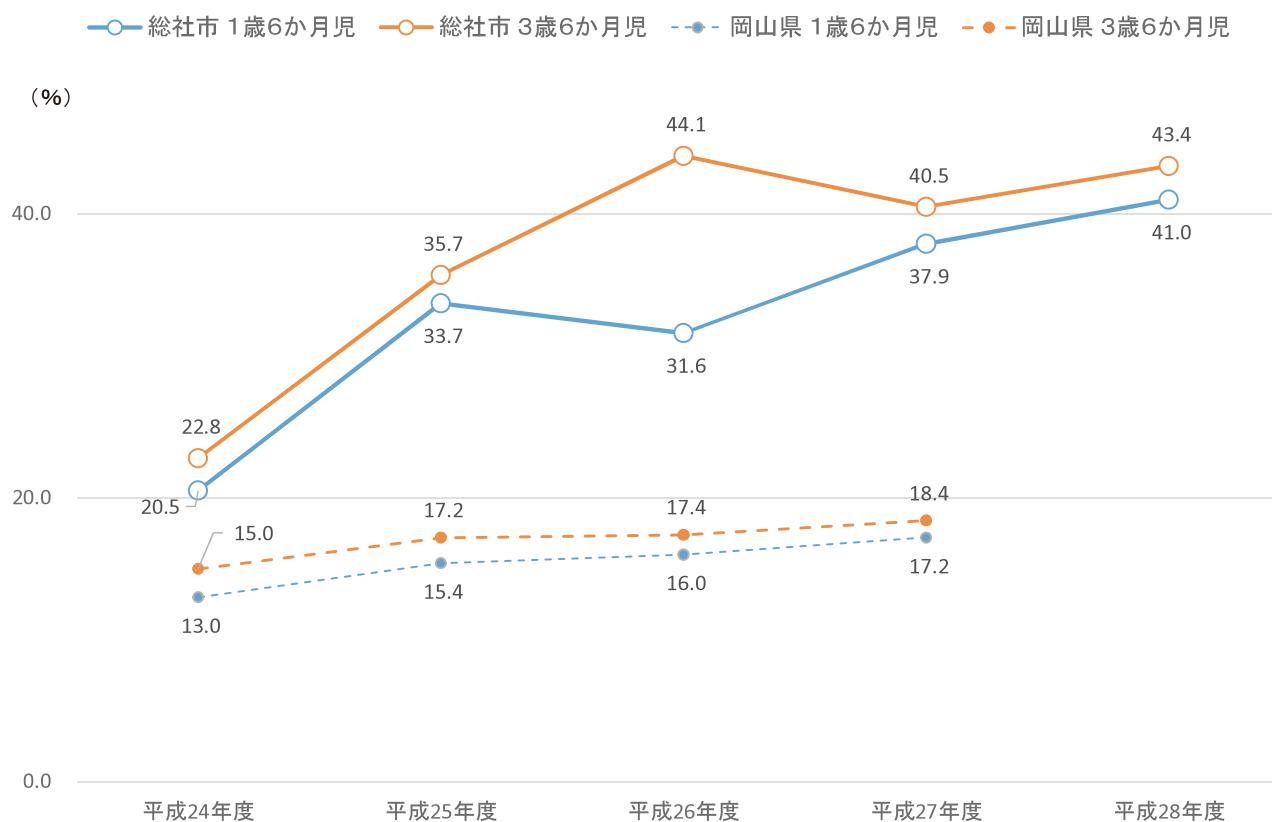
発達障がいを疑うきっかけは人によりさまざまですが、幼稚園や保育園等の集団生活をしていく中で集団になじみにくさを感じたり、親が育てにくさを感じたりすることで気がつくことが多いです。保護者や周囲に発達障がいについての理解が広がり、発達を促すための療育等必要な支援を早期に勧められることもあり、支援が必要とされる人数は近年増加傾向にあります。また、本人や家族に発達障がいへの気づきがないまま青年壮年期を迎えることで、ひきこもり、就労困難、経済的困窮など、何らかの社会的不適応を抱えている場合がありますが、その多くは手帳等を持たず、福祉サービスを受けていない現状があります。そのため、発達障がい児・者に対しては早期発見と切れ目のない支援体制を構築することが特に重要です。

本市は、乳幼児健康診査結果における発達障がいの疑いがある児の率が県と比較してかなり高く推移しています。これは本市がすべての新生児へ実施している訪問をきっかけに、乳幼児・保護者とかかわる機会をできるだけ多く設け、早期の気づきにつなげていることによるものと考えられます。一方で、一定の診断基準の必要性を求める意見もあり、相互理解のもと適切な支援につながる仕組みづくりが課題点として浮き彫りになっています。

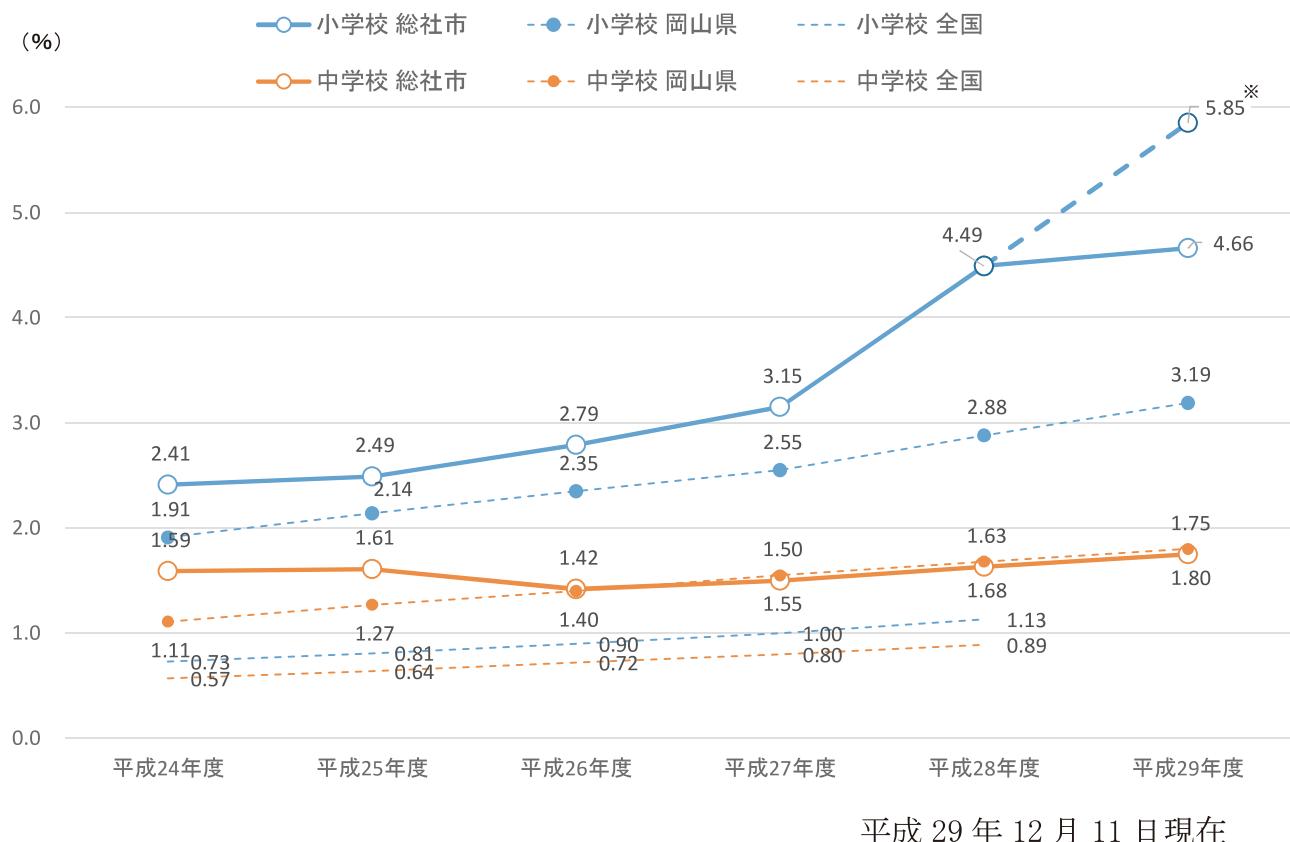
また、自閉症・情緒障がい特別支援学級在籍率(小学校)も、全国・県と比較して非常に高く推移しております。発達障がい児への支援のひとつに、将来の自立をしっかりと見据えた実りある就学期を送る環境を整備することが挙げられます。発達障がい児・者への支援が増加の一途をたどる今、インクルーシブ教育の理念の下、医療・福祉とも連携を図り、保護者の気持ちに寄り添いながら、適切な就学先を決定するための仕組みを作るなど、新たな支援体制を構築する時期を迎えています。

障がい児通所支援利用者数(障がい福祉サービス受給者証所持者)についても増加は著しく、とりわけ未就学児の利用者の増加が顕著で、平成24年度と比べて3倍以上となっています。

図表 13 発達障がいの疑いがある児の推移（乳幼児健康診査結果）



図表 14 自閉症・情緒障がい特別支援学級在籍率の推移



図表 15 【児童福祉法】障がい児通所支援 障害福祉サービス受給者証所持者の推移

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
未就学児	89	202	222	245	276
就学児	128	65	117	141	220
計	217	267	339	386	496

各年度末現在

## 6. 第2期総社市障がい者計画の総括

### (1) 第2期総社市障がい者計画で掲げた重点課題

第2期総社市障がい者計画では、「障がい者がいきいきと働くために」を重点課題に掲げました。

仕事を提供する側(企業など), 仕事を受け取る側(障がい者), その支援と調整をする側(行政, 施設, 事業者その他の関係機関)が同じ価値観と理念, そして基本方向を持ちながら取組を推進するとともに, 障がい者が働くことを障がい者個人及び社会の両サイドから, そして権利と義務の両面から積極的にとらえ, その雇用が全体としてどのような社会的メリットを持つのかを市内すべての事業所に浸透させ, 雇用の受け皿を拡大し, また障がい者の就労継続に必要な支援を行うことで, 障がい者の雇用と経済的な発展を同時に達成していくことを目指しました。

### (2) 重点課題に掲げた小項目毎の取組

第2期総社市障がい者計画では, 重点課題を達成するために, 「①就労の機会を得ること」と「②就労が継続すること」の両面から取組を進めました。

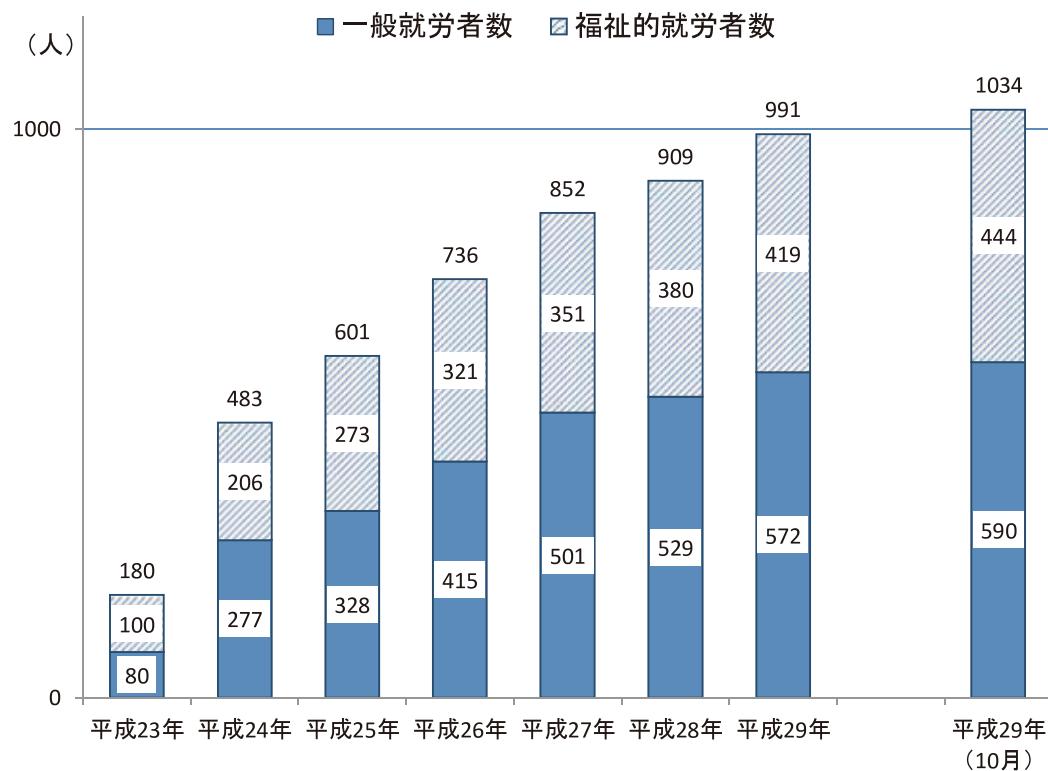
#### ① 就労の機会を得ること

本市では, 障がい者千人雇用事業の推進によって, 就労の機会を増やすことに努めました。その結果, 平成29年5月, 障がい者の就労数が1,003人と, 当初目標の1,000人を超えるました。

就労に機会の確保については, 平成23年8月に障がい者千人雇用委員会(会長 故江草安彦氏)がまとめた中間報告書を原点とし, 障がい者の雇用に関しての課題の解決に重点的に取組むべく, 総社商工会議所の協定締結, ハローワークとの共同による「就労支援ルーム」の開設, そして総社市独自での就業面接会の開催等を行ってきました。

また, 就業生活支援等については, 障がい者千人雇用センターを開設し, 就労, 就労継続, 生活面での支援を進めてきました。

図表 16 障がい者の就労者数



資料：総社市

各年4月1日現在

【カウントの基準】

- ① 総社市内の事業所において就労している障がい者
- ② 総社市外の事業所において就労している総社市在住の障がい者
- ③ 千五百人雇用センターを通じて就労するなど総社市の取組に基づき就労している障がい者

## 1) 市内企業に対する啓発

障がい者を受け入れる企業側の認識の転換を図り、障がい者雇用が企業の発展のために必要不可欠であるということの啓発を市内企業等を対象に行いました。

### ● 総社商工会議所との協定締結

商工会議所と連携し、会員企業に対して、各種助成制度の周知やセミナー、雇用意向調査などを実施。(平成 23 年 10 月<sup>※</sup>)



※ 第2期総社市障がい者計画(平成 24 年3月策定)に先立ち実施。

### ● 障がい者を対象とした就職面接会の実施

総社地区雇用開発協会、ハローワーク総社、総社商工会議所、岡山労働局との共催により、就職面接会を実施。平成 23 年度から毎年開催している。



## 2) 雇用の受け皿の拡大

第2期総社市障がい者計画策定時に比べて、企業を取り巻く経済環境は若干向上いてはいますが、新たな人員を採用する余裕の無い企業が少なからずあることも事実です。また、市内には法定雇用率の対象外である中小企業が多いことからも、雇用の受け皿を積極的に増やしていくことが必要不可欠であるとの考えのもと、取組を推進しました。特に、就労継続支援 A 型事業所は平成 23 年秋の時点で市内に存在しませんでしたが、相次いで事業所が開設され、平成 29 年 10 月時点で 9ヶ所の事業所が運営されています。

### ● 福祉的就労の事業所新設

就労継続支援 A 型事業所9ヶ所、就労継続支援 B 型事業所9ヶ所が開設された。



## ②就労が継続すること

就労を継続することは就労の機会を得ること以上に難しい課題であると捉え、障がい者本人に対する支援や雇用主に対する支援のほか、障がい者の家族に対する支援によって、就労を継続する取組を推進しました。

### 1) 障がい者本人に対する支援

障がい者本人に対しては、職場における人間関係やコミュニケーションに関する支援が必要です。各々の職場には就業時間をはじめとする規則が定められており、それらを順守する必要があります。その上で、職務内容を理解し、作業を遂行していく必要があります。これらをサポートすることが不可欠であることから、ハローワーク総社と連携して、「就労支援ルーム」を開設しました。平成23年7月より、市役所とハローワークとの協働により、「福祉から就労」に向けてワンストップで付き添い型の綿密な支援を実施しています。

### 2) 雇用主に対する支援

雇用主に対しては、障がいそのものに関する知識が不足していることが考えられることから、障がい特性の理解や障がいに配慮した対応方法、医療機関との連携方法等についての情報を提供するとともに、職務遂行に係る指導方法や指示・注意の仕方、障がいの知識に係る社内啓発の方策等について助言を行う必要があります。

平成24年4月に総社市障がい者千人雇用センターを設置し、障がい者と企業の橋渡し役として、新たな就業者を増やしていくとともに、就労中の障がい者の就業面・生活面について、障がい者・企業の双方をサポートしています。

### 3) 家族に対する支援

就労を継続していくためには家族のサポートも大切です。障がい者が、就労することによって抱える生活環境の変化に対する戸惑いなどは、一緒に暮らす家族が向き合うことになります。障がい者本人の職業生活を支える家族に対する助言や支援を障がい者千人雇用センターを中心に行いました。

### 4) 就労・生活支援体制の整備

就労が継続するための各種支援を専門的に行う、就労・生活支援体制を構築し、取組を進めました。

### (3) 第2期総社市障がい者計画の総括

これまで6年間の取り組みにおいて、本市における障がい者の平成24年度の市県民税納税者数は235人であったのが、平成28年度では254人と、4年間で8.1%増加しました。障がい者の給与収入総額も、平成24年度の約10億9,700万円から4年間で約12億4,700万円と、13.7%増加しています。

こういった成果が得られた一方、生活の安定や質の向上、生涯を通じた支援など、新たな課題も出てきています。そういう課題の解決に向けて取組むとともに、障がい者の就労や生活面における満足度の向上やニーズを的確に捉えるための調査、分析を図り、さらには、就労先や就労状況に応じて、どういった障がい種別が働きやすいのか、離職した理由や長く働けている理由は何か、といった部分についても分析を行い、より特性にあう企業へのマッチング、就労へのマッチングというものを進めていく必要があると考えています。

「1億総活躍」社会の実現に向けた取組のなかで、わが国の人口減少下における労働力の確保として、若者・女性・高齢者・障がい者等の就労促進が掲げられていますが、本市では、単に、不足する労働力を補完する存在として障がい者を捉えるのではありません。就労を望むすべての障がい者が働くことができ、収入が増え、社会参加することができる世界は、障がいがあっても、なくても、すべての人が自分らしく暮らせる社会であり、障がい者の就労促進が、本市に住まう全ての市民の生活の質を高め、すべての会社の競争力向上につながるとの信念のもと、今後も強力に取組を推進していきます。